

介護福祉課からのお知らせ

☎ 伊奈庁舎介護福祉課 (内線4303)

介護保険料の算定方法について (令和8年度の特例措置)

令和7年度の税制改正により、令和7年中の給与所得控除の最低保証額が55万円から65万円に引き上げられましたが、令和8年度介護保険料の算定に限り、改正前の控除額と同様に調整して合計所得金額、住民税の課税・非課税を計算し、判定します。そのため、令和8年度の住民税が非課税となった場合でも、介護保険料は課税相当と判定する場合があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。



▶介護保険料の算定例

前年中の給与収入が100万円で、ほかの所得がない場合

| | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------|-------|----------------|
| 住民税 | 課税 | 非課税 |
| 介護保険料 | 第6段階 | 第6段階 (課税相当と判定) |

※給与所得控除は改正前の55万円として計算するため、この場合は住民税の課税・非課税の判定と一致しない。

年金額の改定に伴い、各種判定基準が見直されます

令和8年度介護保険料の算定や各種負担区分を判断する際の基準額(合計所得金額等)が、これまでの80万9,000円から82万6,500円に見直されます。主に右記の判定において基準額が引き上げられます。

▶介護保険料段階の基準額

住民税非課税の方(第1～第5段階)の保険料を決める基準額が引き上げられます。年金収入が多少増えても、保険料の段階が急に上がらないよう配慮されます。

▶高額介護サービス費における基準額(8月～)

1カ月の介護サービス費の負担上限額を決める区分の基準額が変わります。所得が低い方の負担上限額(月額1万5,000円や2万4,600円)が適用される範囲が、維持・拡大されます。

▶負担限度額(食費・居住費)における基準額(8月～)

住民税非課税世帯の方が、特別養護老人ホームなど特定の施設サービスを利用する際の食費・居住費の負担軽減対象となる基準額が引き上げられます。

施設サービスにおける負担限度額(食費・居住費)の一部が改正されます(8月～)

特別養護老人ホームなどを利用した際の食費と居住費について、低所得者の施設利用が困難とならないように設けた負担限度額の一部が、下表のとおり改正されます。利用条件など、詳しくは市ホームページをご覧ください。



※赤字で示した部分が改正されます。

※基準費用額と負担限度額の差額を、介護保険から特定入所者介護(予防)サービス費として給付します。

| | | 基準費用額 (日額 (月額)) | 負担限度額 (日額 (月額)) | | | | |
|-------------|-------|-------------------------|------------------------|-------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------|--------------|
| | | | ※短期入所生活介護などは日額 | | ※【 】はショートステイの場合 | | |
| | | | 第1段階 | 第2段階 | 第3段階① | 第3段階② | |
| 食費 | | 1,545円 (4.7万円) | 300円 (0.9万円) 【300円】 | 390円 (1.2万円) 【600円(1.8万円)】 | 680円 (2.1万円) 【1,030円(3.1万円)】 | 1,420円 (4.3万円) 【1,360円(4.1万円)】 | |
| 居住費 | 多床室 | 特養など | 915円 (2.8万円) | | | 530円 (1.6万円) | |
| | | 老健・医療院 (室料を徴収する場合) | 697円 (2.1万円) | 0円 (0円) | 430円 (1.3万円) | | |
| | | 老健・医療院など (// しない場合) | 437円 (1.3万円) | | 430円 (1.3万円) | | |
| | 従来型個室 | 特養など | 1,231円 (3.7万円) | 380円 (1.2万円) | 480円 (1.5万円) | 880円 (2.7万円) | 980円 (3.0万円) |
| | | 老健・医療院など | 1,728円 (5.3万円) | 550円 (1.7万円) | 550円 (1.7万円) | | |
| ユニット型個室的多床室 | | | | | 1,370円 (4.2万円) | 1,470円 (4.5万円) | |
| ユニット型個室 | | 2,066円 (6.3万円) | 880円 (2.6万円) | 880円 (2.6万円) | | | |